

年金 2 (問題)

1. 次の文章に対する答えとして適切なものを各選択肢の中から1つ選び、さらに関連質問について解答を簡記せよ。 (各問7点 計35点)

(1) 総合設立厚生年金基金の設立認可要件について次のうち正しいものをあげよ。

- ア. 地域型総合基金は、現在同一都道府県単位以外にブロック単位での設立が認められているが、後者は前者に比べより強い母体の指導統制要件が具体的に定められている。
- イ. 地域型総合基金は、現在同一都道府県単位以外にブロック単位での設立が認められているが、後者は前者に比べ設立に必要とする人数規模が大きくなっている。
- ウ. 地域型総合基金は、現在同一都道府県単位以外にブロック単位での設立が認められているが、ブロックを構成する都道府県は通知により具体的に定められている。
- エ. 地域型総合基金は、現在同一都道府県単位以外にブロック単位での設立が認められているが、後者の場合は健保組合が設立され健全な運営がなされていることが必要である。

[質問] 地域型総合基金の特徴と設立の目的を、同種同業型総合基金との違いを述べながら説明せよ。

(2) 厚生年金基金の加算部分の給付設計を行うに当たって、給付設計を異にするグループ区分を設ける場合の要件について、次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 各グループの加算適用加入員の数は、500人以上(連合・総合基金については、1,000人以上)であること。
- イ. いずれのグループ区分においても、プラスアルファは、5割を相当程度上回っていること。
- ウ. 企業単位のグループ間の移動は、原則として、給付水準の高いグループから低いグループに移動する場合に限り認めるものとする。
- エ. 総合基金内でグループ間を移動する場合は、これによって発生する後発債務は原則として一括償却すること。

[質問] グループ区分を設けた場合であっても、原則として一基金内で同一としなければならない要件について述べよ。

(3) 厚生年金基金の財政決算の取扱について、次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 基金は、毎事業年度終了後、6ヵ月以内に、貸借対照表、損益計算書、当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて理事会に提出し、その議決を得た後、厚生大臣に提出しなければならない。
- イ. 基金の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。ただし、平成3年12月1日設立の基金では、初年度の終了日は平成5年3月31日とすることができる。
- ウ. 財政決算の結果繰越不足金が生じた基金で、繰越不足金を財政決算時の給与現価で除した値が5%以上となった基金は、繰上再計算が行われる。
- エ. 基礎率のうち、脱退率、死亡率、昇給指数、予定利率は設立時または直近の財政再計算で使用したものをを用いるが、新規加入者の加入員数および年齢は決算時加入員の人数および給与に基づいて算出される。

〔質問〕 財政再計算以前の財政決算で剰余金が発生している場合でも、財政再計算において掛金率が上昇することがある。どのようなことが考えられるか述べよ。

(4) 厚生年金基金の給付改善準備金に関する次の記述について正しいものをあげよ。

- ア. 財政決算で不足金が発生し、別途積立金で補うことが出来ないとき、給付改善準備金を取り崩さなければならない。
- イ. 給付改善準備金は財政決算で不足金が発生した場合、積み立てることができない。
- ウ. 給付改善準備金を取り崩して給付改善の費用に充てる場合、別途積立金を優先して取り崩さなければならない。
- エ. 財政再計算で掛金率が上昇する場合、給付改善準備金を取り崩して掛金率の引き下げに充当することはできない。

〔質問〕 給付改善準備金への積立限度額（単年度）を式で示せ。

- (5) 次の条文は、平成元年に成立した「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」の第1条である。

(目的)

第1条 この法律は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、当面講ずべき措置として、厚生年金保険の管掌者たる政府及び共済組合が支給する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用に係る負担に関して各制度の共通性等に配慮して算定される金額について被用者年金保険者間において調整するための特別の措置を講じ、もって被用者年金制度全体の安定と整合性ある発展に資することを目的とする。

次の記述のうち上記条文の内容に該当するものをあげよ。

- ア. 条文中の「被用者年金制度」には厚生年金基金制度もふくまれ、各厚生年金基金も条文中の「当面講ずべき措置」により交付金の交付を受け、あるいは拠出金の拠出を行っている。
- イ. 条文中「各制度の共通性等に配慮して算定される金額」とは、厚生年金保険の給付水準に合わせた60歳以上の老齢（退職）年金給付のうち、昭和36年4月以降の期間に係る給付の金額を意味している。
- ウ. 厚生年金基金に適用される免除保険料率を決定する際には、条文中の「当面講ずべき措置」が考慮されている。
- エ. 条文中の「当面講ずべき措置」により、各共済組合は、厚生年金基金と同等の取扱いを受け、掛金の一部は共済組合に留保され、残りは厚生年金保険に拠出されることとなっている。

(質問) 公的年金制度間の給付と負担の両面における公平性を確保することが必要であるとされる理由をのべよ。

2. 厚生年金基金の財政再計算について次の質問に答えよ。(25点)

- (1) 財政再計算を行うべき基金を記せ。
- (2) 次表は、ある基金の財政再計算報告書の一部である。表中の(ア)～(コ)の欄をうめよ。
なお、財政方式は、基本部分が開放基金方式、加算部分が加入年齢方式である。
- (3) 基礎率を洗替えたところ基本部分の脱退率が全年齢において低下した。以下の区分毎にその変動が掛金率に与える影響について述べよ。なお、最終年齢は65歳とする。
- ① 最低加入年齢～平均年齢
 - ② 平均年齢～60歳
 - ③ 60歳～最終年齢

(様式第11号)

5. 掛金率算定基礎表

(1) 給付現価および給与現価の明細

(単位:千円)

区 分		グループ区分		基 本 部 分				加 算 部 分	
				合 計	男 子	女 子	坑 内 夫		
規約にもとづく数値	給付現価	① 合 計	2,756,011	2,211,168	544,843		1,348,679		
		② 将来加入員	636,251	441,005	195,246		—		
		③ 加入員 (うち、将来期間相当額)	2,016,131 (1,439,783)	1,674,847 (1,187,756)	341,284 (252,027)		1,332,446 (—)		
		④ 受給待期脱退者	21,871	19,085	2,786		10,341		
		⑤ 年金受給者	68,231	62,704	5,527		5,802		
		⑥ そ の 他	13,527	13,527	—		0		
	給与現価	⑦ 合 計	61,585,140	44,232,871	17,352,269		14,885,201		
		⑧ 将来加入員	24,683,343	15,856,591	8,826,749		—		
		⑨ 加入員	36,901,797	28,376,277	8,525,520		10,287,892		
		⑩ 過去勤務債務年金率算出時の給与現価	—	—	—		4,597,009		
厚生年金保険法第132条第2項にもとづく数値	給付現価	⑪ 合 計	2,709,318	2,171,904	537,414				
		⑫ 将来加入員	627,880	435,202	192,674				
		⑬ 加入員 (うち、将来期間相当額)	1,991,099 (1,421,599)	1,654,230 (1,172,856)	336,869 (248,743)				
		⑭ 受給待期脱退者	20,452	18,055	2,397				
		⑮ 年金受給者	67,545	62,075	5,470				
		⑯ そ の 他	2,342	2,342	—				
	標準報酬現価	⑰ 合 計	61,585,140	44,232,871	17,352,269				
		⑱ 将来加入員	24,683,343	15,856,591	8,826,749				
		⑲ 加入員	36,901,797	28,376,277	8,525,520				

(注) 「⑥その他(基本部分・男子)」欄は、過剰積立金残高が含まれている。

(様式第12号)

(2) 収入現価の内訳および掛金率の明細

(単位:千円、%)

区 分		グループ区分		基 本 部 分				加 算 部 分	
				合 計	男 子	女 子	坑 内 夫		
① 給 付 現 価			2,756,011	2,211,168	544,843		1,348,679		
収入現価	② 合 計		2,756,011	1,462,076	569,924		1,348,679		
	③ 標準掛金収入現価	将来加入員分	(ア)	(ウ)	(オ)		(352,017)		
		現在加入員分	(イ)	(エ)	(カ)		(キ)		
	④ 過去勤務債務掛金収入現価		—	—	—		161,779		
	⑤ 政府負担金現価	将来加入員分		0	0	0			
		現在加入員分		79,884	75,842	4,042			
		加入員以外分		14,454	13,333	1,121			
	⑥ 資 産 額 (別途積立金取り崩し額)		784,011 (0)				664,171 (0) ()		
⑦ 標準掛金率(プール前)			33.29	23.36		—			
⑧ 標準掛金率(プール後)			(ク)	(ケ)		(コ)			
⑨ 過去勤務債務掛金率(予定償却年数=6 $\frac{5}{12}$ 年)			—	—		35.19			
⑩ 法第132条第2項に規定する給付に要する標準掛金率(プール前)			35.26	25.32					
⑪ 法第132条第2項に規定する給付に要する標準掛金率(プール後)			33.04	30.97					

(注) ⑤ 政府負担金現価は過剰積立金残高との調整前の数値である。

3. A, Bいずれかを選択して解答せよ。(40点)

A. 厚生年金基金制度の代行部分について次の設問に答えよ。

(1) 昭和61年4月の厚生年金保険法改正に伴い代行給付乗率が引き下げられた際の過剰積立額について、その算出方法を述べよ。

(2) 年金支給開始年齢が将来65歳に引き上げられたとした際に発生する過剰積立額の算出方法の一例を示し、基金間の公平性の観点から、その計算方法について、免除保険料率および最低責任準備金と関連させて意見を述べよ。

B. わが国の企業年金の資産運用において、資産に占める有価証券(株式、公社債、外貨建証券)の構成比が高まりつつあるが、それに伴い有価証券相場の変動による影響も受けやすくなっているといえる。

このような環境下、年金財政の健全な運営を担うアクチュアリーは、年金資産(asset)の側面についても、ますます大きな関心を払う必要がでてきている。

このような観点から、次の設問について意見を述べよ。

(1) 財政決算、財政再計算に使用する年金資産の資産評価について。

(2) 年金財政を担当するアクチュアリーとして、今後、資産運用にどのような観点で係わりを持っていくべきか。

年金2（解答例）

問題1

（1）選択肢の答 ウ

質問の答

地域型総合基金は、基金制度の中小企業への普及拡大を図るため、同一都道府県内（同一都道府県内の設立が困難な場合は複数県内）の卸商業団地、工場団地、商店街等に所在する企業を対象に、強力な指導統制力を有する団体又は健康保険組合が設立されている場合に設立される基金である。同種同業型総合基金が同種同業の企業を対象が限定されるのと違い、業種を異にする企業であっても同一地域に所在すれば加入することができる。

（2）選択肢の答 エ

質問の答

①支給要件

但し、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合でその退職金制度等の内容の変更が困難な場合を除く。

②待期間

③保証期間

④総合基金の場合の過去勤務債務期間の最高限度

（3）選択肢の答 イ

質問の答

財政決算における剰余金(不足金)は、前回再計算(あるいは設立)時に算定された各基礎率と基金の実際の動きとの乖離に起因する剰余金、不足金の総和となっている。従って、ある要因により不足金が発生し

ても他の要因による剰余金がこれを上回れば、決算では剰余金の発生となる。財政再計算で基礎率を洗い替えることにより、不足金の要因となっていた基金の動きが基礎率に反映されれば、これにより掛金率は上昇することがある。

(4) 選択肢の答 エ

質問の答

$(\text{年金経理に属する総資産}) - (\text{当該年度間の}) \times 5.5\%$
－信託報酬－保険事務費－投資顧問料－保護預り手数料－業務委託費
－抛出金の額－特別法人税の額－翌事業年度において業務経理へ繰り
入れる額

(5) 選択肢の答 イ

質問の答

本格的な高齢化社会の到来にあたり、公的年金制度は国民の老後生活の支柱としての役割を果たすことが期待されている。このためには、公的年金は人口の一層の高齢化あるいは産業構造や就業構造の変化に対しても財政的に長期安定する必要があるとともに、制度の成熟化につれ世代間扶養の側面は強くなってくる。この場合、たまたま所属する集団により各人の給付と負担に差がでるといふ不公平は避けなければならない。

問題 2

- (1) a. 前回の財政再計算基準時点以降5事業年度を経過した基金、
 b. 基金設立以降36か月以上経過し、かつ3事業年度を経過した基金、
 c. 財政決算の結果繰越不足金が発生した場合、当該繰越不足金を決算時点における掛金率による掛金収入現価で除した値が5%以上となった基金。

(2)

(ア)	748,919	(カ)	247,999
(イ)	1,128,743	(キ)	522,729
(ウ)	492,157	(ク)	31.04
(エ)	880,744	(ケ)	29.10
(オ)	256,762	(コ)	50.81

- (3) 基本部分の支給開始年齢は通常60歳であるので、脱退時の年齢とコストとの関係は、60歳未満については、脱退時の年齢が上昇するに従い、その給付のための所要掛金率は上昇し、60歳以降については、逆に年齢の上昇とともに給付のための所要掛金率は低下することとなる。

①の区分の脱退率の低下は、若年齢層よりも相対的に所要掛金率の高い高年齢層への到達割合が高まり掛金率の上昇要因となる。

②の区分の脱退率の低下については、65歳到達による脱退者とコスト的に等価な年齢未満では、掛金率の上昇要因となるが、その年齢を超えると、60歳に近づくにつれて、所要掛金率が逡減する60歳超への到達割合の増加のウエイトが高まり、掛金率低下要因に変わる。

③の区分では、60歳到達時の脱退率も含め、脱退率の低下は、より所要掛金率の低い年齢層への到達割合が増加するので、掛金率の低下要因となる。

問題3-A

(1) 昭和61年3月31日以前に基金の加入員期間を有する者で、代行部分の年金の乗率が $8/1,000$ 以下である加入員一人一人について、次の額を計算し、当該厚生年金基金全体にわたって合計したものが過剰積立額である：

(昭和61年3月31日現在の最低責任準備金額) \times ($8/1,000$ - 代行部分給付率) \div ($8/1,000$)

(2) ひとつの考え方として、上記の考え方をそのまま踏襲すれば、つぎのようになる。

すなわち、改正時点の最低責任準備金額(現行基準で計算) - 改正時点の最低責任準備金(改正後の仮定=65歳開始で計算)を、過剰積立金とする方法である。

過剰積立金は、つぎの論理で発生すると考えられよう。

- ① 厚生年金基金の設立により、国に代わって基金が給付する年金(代行給付)が発生する。
- ② この代行給付に相当する積立は、今まで国に対して行ってきたが、基金設立後は当然のことながら基金に対して行う必要がある。すなわち、いわゆる免除保険料の考え方がでてくる。
- ③ それと同時に代行給付に相当する積立金は免除保険料に対応する分として国に対する債務的なものであり、基金解散時には、国が再び基金に代わって給付するための財源として、常に把握する必要がある。これが「最低責任準備金」である。
- ④ 代行給付が、ある時点で過去の加入期間に対応する部分まで遡って減少する場合は、当然ながら今まで基金に積み立てられてきた代行給付のための積立金の一部は不要となる。
- ⑤ 同時にこの部分は、理論上は、国に対して免除されてきた保険料積立の一部過剰免除額相当としても認識されるが故に「国への返還が必要である」部分として考えられることになる。

この額が過剰積立金であるが、現行の最低責任準備金の計算方式がいわゆる「単位積立方式」であり、一方免除保険料率は一律に定められているために、現行の最低責任準備金をベースに過剰積立額を考える限り、それは必ずしも「過剰免除額相当額」とは一致しない。

この事情をさらに具体的に述べると、一律に定められた免除保険料よりも代行料率が安い基金にあっては、その代行料率に対応する最低責任準備金(理論的には、現行

の単位積立方式によるものと一致する)しか認識していないはずなのに、免除される保険料相当額対応でとらえた債務額はその額より大きいであろう。一方、代行料率が免除保険料率より大きい基金にあっては、理論上両者は一致するはずである。すなわち、現行の最低責任準備金ベースで過剰積立金を考えるかぎり、前者の基金の方が後者よりも、代行料率との相対的な比較では小さなものになる。即ち「得をする」形になってしまう。

このように、現行の最低責任準備金と、免除保険料の考え方の関係が必ずしも整合性のとれたものでないために、昭和61年の法改の際の過剰積立金の決め方、および上記のように支給開始年齢が引き上げられた際にその考え方を踏襲した決め方、いずれもが、基金間の公平性の観点から不十分な要素があると言える。

これを解決するためには、現行の最低責任準備金を免除保険料を基準に計算する方法にする方法、もしくは免除保険料を個別化する方法等が考えられる。後者の解決方法は、ひとつ過剰積立金の決定方法のみならず、基金設立によるメリット、デメリットの基本的な在り方に変革を生じるものである。

問題 3-B

わが国の企業年金制度において、財政的観点からの資産評価の導入についてまだ確立した基準はないが、次のような論点を中心に見解（反対意見でも可）が述べられていること。

1. 資産評価

(1) 資産評価の必要性

わが国の企業年金においては、財政再計算時又は財政決算時に使用する年金資産の評価は、生保会社の有価証券について低価法を用いている以外すべて取得原価による簿価評価によっている。

簿価評価方式でも昭和40年代から50年代にかけての貸付金やインカムゲインを主たる投資目的とする債券を中心としたポートフォリオの場合には十分機能していたと考えられる。また、当時は年金制度のキャッシュフローにおいても、一般的には毎年の掛金収入が給付を大幅に上回る成長過程にあり、責任準備金又は掛金収入現価に対する年金資産の割合が相対的に小さかったことも資産評価の必要性が求められなかった背景と考えられる。

しかし、現在次のような理由から年金資産の数理的評価の導入が求められるようになってきた。

- ① 年金資産の運用対象の多様化と共に有価証券の構成比が高まり、時価ベースの資産の変動に伴い、簿価と時価にかなりの乖離が生じることも起きようになってきたこと。
- ② 年金制度の普及と共に成長期から成熟期に達しつつある制度が徐々に増加してきたことに伴い、給付現価に占める年金資産の比率が高まり、年金資産に含まれる評価損益の存在が財政的にも無視し得なくなってきたこと。
- ③ 実務的には、適格年金から厚生年金基金への移行、適格年金における剰余金の返還、シェア変更等年金資産の相当部分が現金化される際、年金資産の評価損益が実現損益となりその後の財政決算等に影響を及ぼすケース出てきていること。
- ④ 現在の評価方法に基づく場合、実現利回りの高低が財政再計算時の掛金率変動の一因となることから、実現利回りを高くするために本来、長期運用を前提とすべき年金資産の運用方法が短期的なものとなったり、業務経理への利差益繰入れのため、評価損があるにもかかわらず、実現利回りを引き上げるなど、年金資産の健全性を損なうようなことも生じかねないこと。

ただし、③、④の問題の一部は現在の取扱いの見直し等により改善できるものも含まれる。

(2) 資産評価を行う際の留意点

①時価基準の導入

年金財政計算の目的は、将来の給付原資の確保および健全な財政運営の検証にあり、責任準備金と対比する資産の実質価値が簿価と乖離している場合には、何らかの方法で時価も考慮した資産を使用すべきであると考えられる。

ただし、年金財政計算は長期の制度運営を前提としており、時価をそのまま反映した資産を使用すると短期的な相場変動が財政計算に直接影響し、年金財政をかえって不安定なものとしてしまう危険性がある。従って、一定期間の市場平均価格を使用するなどの工夫は必要である。

②責任準備金評価との整合性

年金資産の数理的評価を導入する際には、責任準備金計算の前提との整合性についても留意しなければならない。

特に予定利率に関しては、わが国では固定的に定められているが、資産評価の導入の際には、予定利率も弾力的に設定できるようにすることが求められよう。

ただし、予定利率の弾力化については、予定昇給率との関係、あるいは厚生年金基金制度の免除保険料率や最低責任準備金の評価方法との関連等十分検討の上解決していかなければならない。

③企業会計との関係

年金資産の評価方法の違いにより、年金制度の保有する過去勤務債務あるいは剰余金の額も異なったものとなる。

年金資産の数理的評価を導入する際には、企業会計の目的に基づく資産評価のあり方についても、関係者と十分協議しなければならない。

2. 資産運用との係わり

①年金資産の数理的評価の実施者

年金財政の健全性の検証は、年金財政のバランスシートの貸方、借方の双方を見て行うことが本来求められる。年金資産の数理的評価が導入された際には、責任準備金の評価と同時に資産評価についても、年金財政を担当するアクチュアリーが参画していくことが求められよう。

②年金ALM（資産・負債管理）への貢献

年金制度の掛金と給付の関係、あるいは年金資産残高に対する掛金、給付の割合は、制度の成熟化、母体企業の年齢構成、退職率等の特性、産業構造の変化などにより制度毎異なり、また変化していくものである。

年金資産のポートフォリオは、このような年金制度毎のキャッシュフローの特性やその将来予測に基づいて決定されるべきものであり、このような考え方に基づく運用は最近年金ALMと呼ばれ、欧米では既に実用化に移されているところもある。

年金ALMの考え方は、わが国の企業年金の成熟化進行と共にその必要性は増々高まるものと思われ、アクチュアリーはこのような投資方針の策定についても貢献していくことが望まれる。